

写

18町監第103号の3
2018年12月7日

町田市議会議長 若林章喜様
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員 高野克浩
同 古川健太郎
同 山下てつや
同 森本せいや

2018年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2018年財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査

なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象団体等

団体名称	補助金及び指定管理料の名称	主管部課
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	公益社団法人 町田市シルバー人材センター補助金	いきいき生活部 高齢者福祉課
	わくわくプラザ町田指定管理料	

(2) 対象事務

2017年度（必要に応じて2018年度及び2016年度以前を含む。）に執行された補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付目的が達成されないリスク	ア 補助金の交付申請、実績報告は適正に行われているか
	イ 補助対象事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか
	ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
	エ 市は、補助金の効果及び履行の確認を実績報告書等により行っているか
(2) 施設の設置目的に沿った運営が行われないリスク	ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適正に管理運営されているか
	イ 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか
	ウ 市は、管理業務の履行の確認を報告書等により行っているか
(3) 補助金及び指定管理料に係る経理が適正に処理されないリスク	ア 補助金及び指定管理料に係る収支会計経理は適正に行われているか

	イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、 領収書類の整備、保存は適切に行われているか
	ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか
(4) 市が不正・不要な支出を行うリスク	ア 補助金及び指定管理料の額の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か

4 監査の実施内容

協定書、収支決算書、出納関係帳簿及び関係書類の閲覧、証ひょう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管部課の職員に対して質問を行った。

5 監査の期間及び実施場所

2018年8月20日から11月27日まで町田市庁舎及びわくわくプラザ町田で監査を実施した。

6 監査の結果

<団体の概要>

名 称	公益社団法人町田市シルバー人材センター
設 立 年 月 日	1980年3月6日
所 在 地	町田市森野一丁目1番15号
設 立 根 拠 法 令	高齢者等の雇用の安定等に関する法律
設 立 目 的	社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
事 業 内 容	1 臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供 2 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施 3 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業 4 設立目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営 5 その他設立目的を達成するために必要な事業
会 員 数 (2017年度)	2,764名

<補助金の概要>

名 称	公益社団法人町田市シルバー人材センター補助金
補助金交付要綱	公益社団法人町田市シルバー人材センター補助金交付要綱
制 定 年 月 日	1998年4月1日
直 近 の 改 正 年 月 日	2017年4月1日
補 助 目 的	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条の規定に基づき、公益社団法人町田市シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費の一部を補助することにより、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進を図り、もって高年齢者の社会参加と生きがいがづくりに寄与することを目的とする。
補助対象事業	公益目的事業（注1）及び重点推進事業（注2）
補助対象経費	補助対象事業に要する人件費及び事業費 ※対象外経費あり（注3）
補助金の交付額	予算の範囲内で、補助対象経費の額（他の同種の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の額を控除した額）の2分の1以内の額
補助金交付額 （2017年度）	39,990,000 円

注1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に掲げる公益目的事業をいう。

注2 東京都シルバー人材センター重点推進事業実施要領第3に規定する東京都が重点的に推進する補助対象事業で、東京都知事の承認を受けて実施するものをいう。

注3 次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 会議費等飲食に関する一切の経費
- (2) 収益を伴う役務提供及び物販における仕入経費
- (3) 配分金支出、材料費等支出科目
- (4) 減価償却費
- (5) 貸倒引当金繰入額
- (6) シルバー人材センター団体傷害保険及び総合賠償責任保険等
- (7) ボランティア及び社会奉仕活動事業に係る経費

<指定管理の概要>

公の施設の名称	わくわくプラザ町田
根拠条例	町田市わくわくプラザ条例
施設の設置目的	町田市内に居住する高齢者の社会参加及び能力活用並びに地域交流の促進を図り、もって高齢者福祉及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業内容	1 高齢者のための教養講座等の実施 2 老人クラブに対する援助及び指導 3 会議室及び講習室の貸出し 4 その他、高齢者福祉に関すること
指定管理者が行う業務	1 会議室及び講習室に係る利用の承認等に関すること 2 施設及び設備の維持管理に関すること 3 その他、市長が指定した業務
指定管理者制度の導入年月日	2006年4月1日
指定期間	2014年4月1日～2019年3月31日
指定管理料 (2017年度)	12,707,000円

<補助金交付額及び指定管理料の推移>

(単位 円)

	2014年度 (決算額)	2015年度 (決算額)	2016年度 (決算額)	2017年度 (決算額)	2018年度 (予算額)
補助金交付額	42,756,000	42,756,000	42,542,220	39,990,000	39,990,000
指定管理料	13,369,000	13,100,000	12,707,000	12,707,000	12,707,000

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部に改善を要する事項が見受けられたので以下に述べる。

なお、都市監査基準第18条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

いきいき生活部 高齢者福祉課

【指摘】町田市事務決裁規程を遵守すべきもの

町田市事務決裁規程では、指定管理者が提出する事業報告書を確認することについて、部長が決裁責任者であると定められている。

しかし、わくわくプラザ町田指定管理者基本協定書及び年度協定書に基づき提出された2017年度事業報告書の閲覧を行ったところ、決裁がなされていなかった。このような状況下では、施設の設置目的に沿った運営が行われないリスクがある。

主管部課は、事務の責任の所在を明らかにすることを目的とした町田市事務決裁規程にのっとり事務を執行すべきである。